



〔就労継続支援A型事業〕
スコア方式の改善提案について

全国社会就労センター協議会
雇用事業部会

1. スコア方式の改善提案

〔多様な働き方〕

※「厚生労働大臣の定める事項及び評価方法」（令和3年厚生労働省告示第88号）

- 現行のスコア告示※で定められている『業務外の事由による負傷又は疾病の療養のための休業に関する事項』について

（厚生労働大臣の定める事項及び評価方法の留意事項について）

ク) 業務外の事由による負傷又は疾病の療養のための休業に関する事項

- ・ 就業規則等において、就労継続支援A型事業所等の利用者が業務外の事由によって長期にわたる治療等が必要な負傷又は疾病等のために休業を取得できる制度（以下「傷病休暇制度」という）として休暇制度、療養中・療養後の短時間勤務制度、失効年休積立制度等を就業規則等に定めている場合に、1点とする。
- ・ また、就労継続支援A型事業所等と雇用契約を締結していた利用者の希望により、当該就業規則等に基づき、傷病休暇制度を取得した利用者が当該年度の前年度において1名以上いる場合に、さらに1点を加点する。



<改善提案>

- 上記項目は〔多様な働き方〕に規定される他の項目とは異なり、取得者がいない状態（＝長期にわたる治療等が必要な負傷又は疾病等を負っていない状態）が理想的な状態と言えます。また、この項目は、万が一、長期にわたる治療等が必要な負傷又は疾病等を負ってしまった場合に、活用できる制度が準備されていることが重要と考え、前年度の取得者の有無は重要ではないと考えられます。
- 以上より、「また、就労継続支援A型事業所等～（中略）～さらに1点を加点する」という文言を削除し、就業規則等で定められていれば“2点”を評価する項目としてはどうでしょうか。

1. スコア方式の改善提案

〔支援力向上のための取組〕

- 現行のスコア告示で定められている〔支援力向上のための取組〕について
 - ア) 当該就労継続支援A型事業所等の職員に対して障害者の就労の支援に関する知識及び技能を習得させるために作成した研修計画に基づいた、当該就労継続支援A型等の事業を行う就労継続支援A型事業者以外が行う研修会又は当該就労継続支援A型事業者が行う研修会への職員の参加状況
 - イ) 職員が当該就労継続支援A型事業所等における障害者に対する就労支援に関して、研修、学会等又は学会誌等において発表した回数
 - ウ) 先進的事業者の視察若しくは先進的事業者における実習への参加又は他の就労継続支援A型事業者からの視察若しくは実習の受け入れの有無
 - エ) 生産活動収入を増やすための販路拡大のために商談会等に参加した回数
 - オ) 人事評価の結果に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けているとともに、当該人事評価の基準について書面をもって作成し、全ての職員に周知している場合
 - カ) 介護給付費等単位数表第14の8の2の注の本文に規定する者を配置している場合
 - キ) 当該就労継続支援A型等を行う就労継続支援A型事業者が第三者評価を受け、その結果を公表している場合
 - ク) 当該就労継続支援A型事業所等に係る取組が、都道府県知事が適当と認める国際標準化機構が定めた規格その他これに準ずるものに適合している旨の認証を受けている場合



<改善提案>

- 現行の項目では、専門人材の配置は“ピアサポーターの配置”だけが規定されている。一方で、A型事業所の役割を踏まえると、就労支援の質が重要なため、例えば、“ジョブコーチの配置”や“就労する上で課題となるコミュニケーションを支援する専門人材”（例、都道府県等が認める手話通訳研修を修了した者等）の配置を項目に加えてはどうでしょうか。
- 併せて、現時点で支援力が高い事業所を評価する項目として、例えば、高賃金を達成している事業所や最低賃金を支払っている方の割合が高い事業所を評価する項目を追加してはどうでしょうか。